

新潟市街区基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき新潟市が管理する街区基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において街区基準点とは、都市再生街区基本調査により設置された街区三角点、街区多角点、節点及び補助点をいう。

(街区基準点の使用手続)

第3条 街区基準点を使用しようとする者は、あらかじめ「街区基準点使用（包括）承認申請書」（様式第1号）を市長に提出し、「街区基準点使用（包括）承認書」（様式第2号）による承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けて街区基準点を使用する者は、「街区基準点使用（包括）承認書」を常時携行し、新潟市職員若しくは街区基準点が設置されている土地及び建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）から請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

3 第1項の承認を受けて街区基準点を使用した者は、その使用後に「街区基準点使用報告書」（様式第3号）により市長に使用結果を報告するものとする。

(工事施行の協議)

第4条 街区基準点の付近で次の各号に掲げる工事を施行する者（以下「工事施行者」という。）は、あらかじめ「街区基準点付近工事施行協議書」（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示により街区基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。

(1) 街区基準点の一時撤去を伴う工事

(2) 街区基準点の効用に支障を及ぼすおそれのある工事

2 市長は、前項の規定による協議書の提出を受けたときは、工事施行者に対し「街区基準点付近工事施行回答書」（様式第5号）により、街区基準点の保全に必要な措置を指示するものとする。

3 工事施行者は、街区基準点付近での工事が完了したときは、速やかに「街区基準点付近工事完了届出書」（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第5条 前条に規定する工事に伴う街区基準点の保全措置に要する費用は、工事施行者が負担するものとする。ただし、土地所有者等の行う工事である場合を除く。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(様式第1号)

街区基準点使用（包括）承認申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者 住所
氏名
電話番号
担当者

街区基準点を使用したいので、新潟市街区基準点管理保全要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
測 量 場 所	
使用街区基準点 名称及び番号	
添 付 図 面	位置図

(様式第2号)

街区基準点使用（包括）承認書

第 号
年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで申請のあった街区基準点の使用について、下記のとおり承認します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
測量場所	
使用街区基準点名称及び番号	
使用条件	別紙のとおり

別紙

街区基準点使用条件

- 1 街区基準点が設置されている土地及び建物（以下「土地等」という。）に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地等の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の承諾を得ること。
- 2 日出前及び日没後においては、土地所有者等の承諾があった場合を除き、当該土地等に立ち入ってはならない。
- 3 使用者は、街区基準点使用承認書を常時携行し、土地所有者等からの請求があった場合は、これを呈示すること。
- 4 使用に当たっては、街区基準点の取扱いに十分注意するとともに、周辺を汚損しないよう留意すること。
- 5 使用に起因して土地所有者等又は第三者に損害を与え、若しくは第三者と紛争が生じたときは、使用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- 6 使用後は、速やかに街区基準点使用報告書を提出すること。

(様式第3号)

街区基準点使用報告書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

届出者 住所
氏名
電話番号
担当者

街区基準点の使用結果を、新潟市街区基準点管理保全要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
測量場所	
使用街区基準点 名称及び番号	
承認日及び番号	年 月 日 第 号
使用結果	(異状の有無等)

(様式第4号)

街区基準点付近工事施行協議書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

協議者 住所
氏名
電話番号
担当者

街区基準点付近で工事を施行したいので、新潟市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり協議します。

街区基準点名 及び番号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
街区基準点 の措置方法	1 一時撤去 2 付近工事 3 その他 ()
添 付 図 面	1 位置図 2 平面図 3 現況写真 4 その他 ()

(様式第5号)

街区基準点付近工事施行回答書

第 号
年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで協議のあった街区基準点付近での工事の施行に当たっては、下記のとおり街区基準点の保全措置をしてください。

街区基準点名 及び番号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
街区基準点 の措置方法	

(様式第 6 号)

街区基準点付近工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

届出者 住所
氏名
電話番号
担当者

街区基準点付近での工事が完了したので、新潟市街区基準点管理保全要綱第 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

街区基準点名 及び番号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 完 了 日	年 月 日
街区基準点 の措置方法	
添 付 図 面	現況写真
そ の 他 図 書	